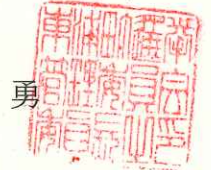


東浦町選挙管理委員会告示第 17 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成 16 年法律第 59 号) の関係条項の規定に基づき、町に対し各種の直接請求をする場合、署名を必要とする選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

東浦町選挙管理委員会委員長 坂 川



- 1 地方自治法第 74 条第 5 項(条例制定・改廃請求) 及び同法第 75 条第 5 項(監査請求) に規定する署名を必要とする選挙権を有する者の数
(選挙権を有する者の 50 分の 1 の数)
807 人
- 2 地方自治法第 76 条第 4 項(議会解散請求)、同法第 80 条第 4 項(議員解職請求)、同法第 81 条第 2 項(長解職請求) 及び同法第 86 条第 4 項(副町長及び各委員の解職請求) に規定する署名を必要とする選挙権を有する者の数
(選挙権を有する者の 3 分の 1 の数)
13,440 人
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項(委員の解職請求) に規定する署名を必要とする選挙権を有する者の数
(選挙権を有する者の 3 分の 1 の数)
13,440 人
- 4 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項(合併協議会設置の請求) に規定する署名を必要とする選挙権を有する者の数
(選挙権を有する者の 50 分の 1 の数)
807 人
- 5 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項(合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求) に規定する署名を必要とする選挙権を有する者の数
(選挙権を有する者の 6 分の 1 の数)
6,720 人